

承認第2号

専決処分事項の承認について

損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和2年11月30日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 専決処分について

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

令和 2 年 11 月 6 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	
損害賠償の額	1, 200, 000 円
事件の概要	相手方は、市が実施する乳がん検診を平成 30 年 8 月に橋市民病院において受診し、その結果は精密検査をするものであったが、同病院職員が転記ミスをしたことにより、同病院は、これを異常なしとする誤った検診結果を相手方に送付した。その後、令和 2 年 5 月に市が精密検査の受診状況の確認のために相手方に連絡したことで、当該転記ミスによる誤った検診結果の送付が発覚したが、このことにより、相手方の乳がんの発見が遅れ、乳がんがステージ 1 からステージ 2a に進行し、もって相手方に損害を与えた。